

引越業者における廃家電4品目の 適正な扱いについて

令和元年6月

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

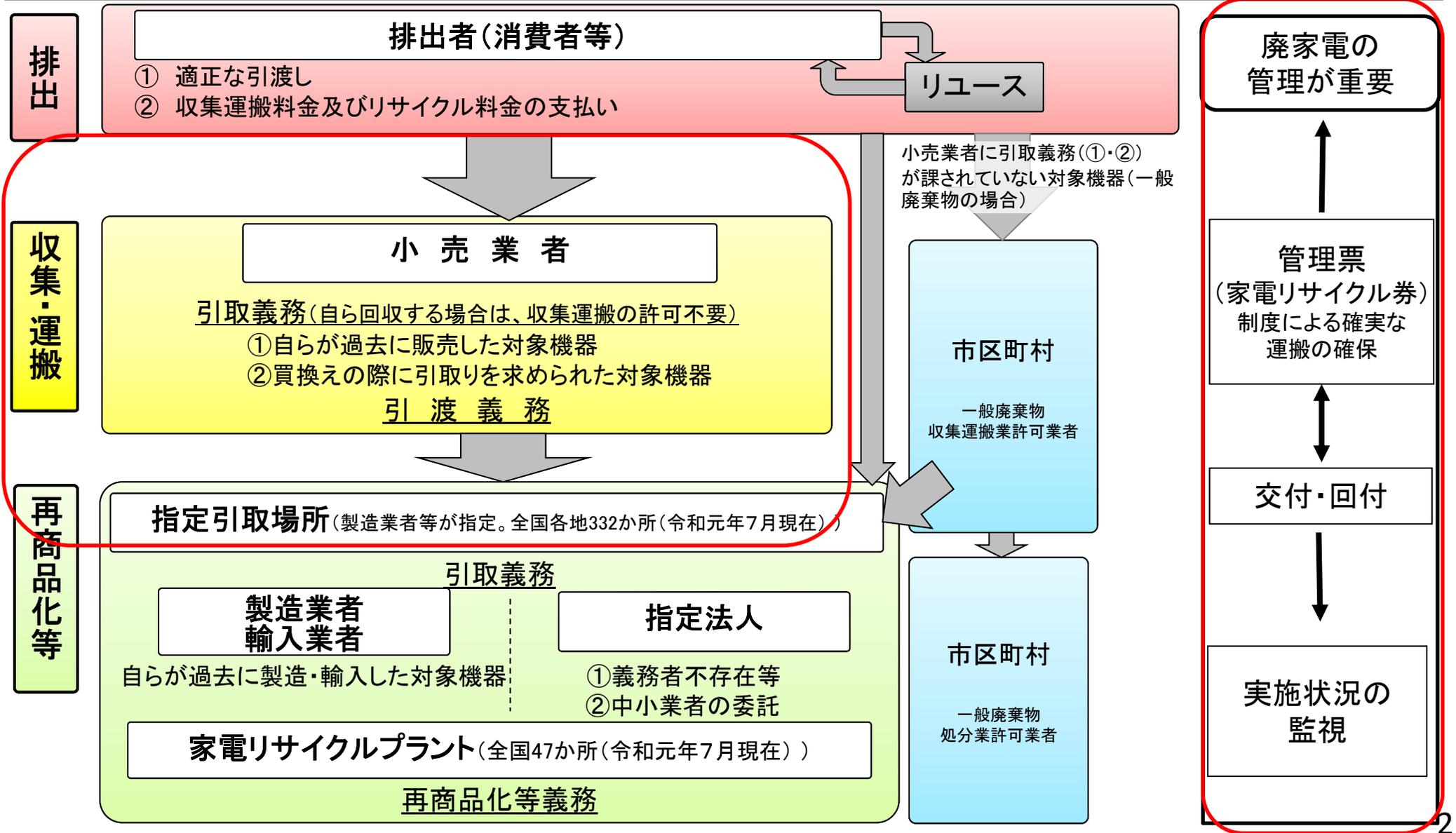
※この資料は、平成31年1月の説明会資料を基に、時点更新のための修正を行ったものです。

- I 家電リサイクル法対象機器と小売業者該当性・・・P. 1～9
- II 家電リサイクル法上の小売業者の義務等・・・P. 10～40
- III 家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者における廃家電4品目の扱い・・・P. 41～46

I 家電リサイクル法対象機器と小売業者該当性

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的（経済産業省・環境省の共管法）。エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。



家電リサイクル法の対象機器

- 家電リサイクル法の対象品目(以下「家電4品目」という。)は、家電製品のうち、以下の4つの要件を満たすものとして政令で指定されることになっている。

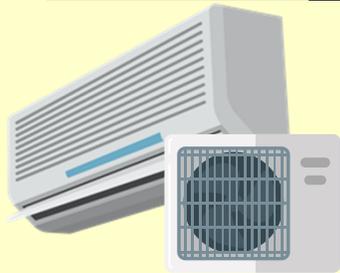
<4つの要件>

- ① 市区町村等による再商品化等が困難である。
- ② 再商品化等をする必要性が特に高く、経済性の制約が著しくない。
- ③ 設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼす。
- ④ 相当数配達されていることから小売業者による収集が合理的である。



- 上記を満たすものとして、以下の4品目(いずれも家庭用機器のみ)が指定されている。

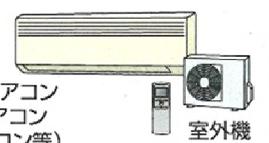
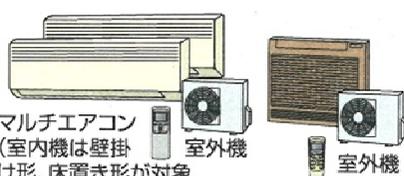
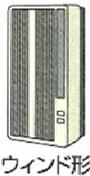
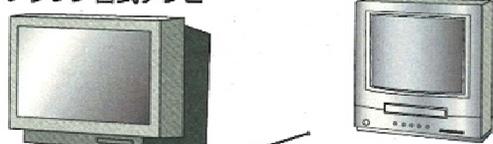
- ① エアコン
- ② テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式)
- ③ 冷蔵庫・冷凍庫
- ④ 洗濯機・衣類乾燥機



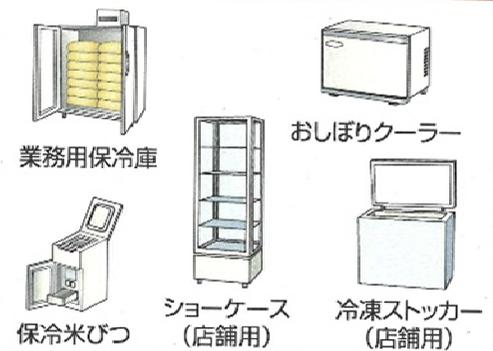
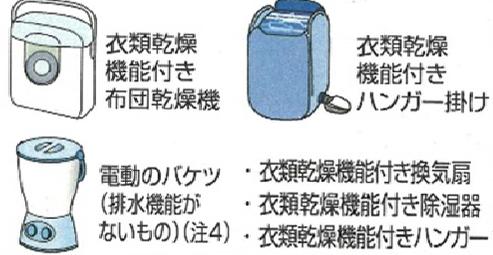
参考：対象廃棄物(家電4品目)一覧(一般財団法人家電製品協会作成資料から抜粋)

○電源コードもリサイクル対象ですので、一緒に引き渡してください。

(注1)いわゆる家電4品目は、**家庭用機器**であれば、事業所で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象です。一方、**業務用機器**であれば、家庭で使用されているものであっても家電リサイクル法の**対象外**です。

	対 象	対 象 外	備 考
エアコン 室内機のみや室外機のみでも料金は変わりません。	<p>壁掛け形のセパレート形 壁掛け形のガスヒーターエアコン 壁掛け形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等)</p>  <p>室外機</p> <p>マルチエアコン (室内機は壁掛け形、床置き形が対象、その他の室内機が対象外。全ての室内機が対象の場合は、室外機やリモコンも対象外。)</p>  <p>室外機 室外機 室外機</p> <p>床置き形のセパレート形 床置き形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等)</p>  <p>ウインド形</p>	<p>業務用エアコン(注1)</p> <p>天井埋め込み形のエアコン 壁埋め込み形のエアコン</p>  <p>天吊り形 セパレート形</p>  <p>ウインドファン 冷風機 冷風扇 除湿機 パワーエアコン</p> 	<p>対 象</p> <p>①ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) ②室内機用の取付金具 ③一体型の純正据付部材 ④商品同梱の工事部材</p> <p>対 象 外</p> <p>①リモコン用電池 ②別売りのドレンパイプ、配管パイプ及び配管カバー(スリムダクト等)などの工事部材 ③室外機の置き台及び屋根 ④取扱説明書等の印刷物 ⑤冷風機、冷風扇、ウインドファン、除湿機等 ⑥ヒートポンプ給湯機のヒートポンプユニット(エアコンではありません) ⑦外付けのコインボックス</p>
テレビ (ブラウン管式)	<p>ブラウン管式テレビ</p>  <p>ブラウン管式 VTR内蔵テレビ</p>  <p>ラジカセー一体型も含む</p>	<p>業務用テレビ(注1)</p> <p>電源として一次電池 又は蓄電池を使用する 液晶式テレビ</p>  <p>車載用液晶式テレビ</p> <p>ディスプレイモニター</p>  <p>チューナー無し モニター</p>	<p>対 象</p> <p>①ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) ②着脱式付属専用スピーカー ③商品の付属物(電源コード、スタンド等)</p> <p>対 象 外</p> <p>①リモコン用電池 ②テレビ台 ③取扱説明書等の印刷物 ④病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ ⑤外付けのコインボックス ⑥有機ELテレビ ⑦プロジェクションテレビ</p>
テレビ (液晶・プラズマ式)	<p>液晶・プラズマ式テレビ</p>  <p>液晶・プラズマ式HDD・DVD等 内蔵テレビ</p>  <p>チューナー分離型テレビ</p> 	<p>携帯液晶式テレビ(充電式)</p>  <p>パソコン用モニター (注2)</p>  <p>建築物に組み込むことができるように設計された 液晶式テレビ</p> 	<p>(注2)パソコンモニターはパソコンリサイクルの扱いとなります。詳細は一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。 http://www.pc3r.jp/ ホームページをご覧になれない場合のお問合せ先 ☎03-5282-7685</p>

次頁に続く

	対 象	対 象 外	備 考
冷蔵庫・冷凍庫	 <p>冷蔵庫 冷凍冷蔵庫 冷凍庫 チェスト形 アップライト形 引き出し形</p> <p>ワイン庫 (ワインセラー) 保冷库・冷温庫(注3)</p> <p>冷却や制御に電気を使用するものに限りです。(ガス等の併用も含む) (注3)冷温庫は温める機能が有りますが、対象品に含まれます。</p>	<p>田 業務用冷蔵庫・冷凍庫(注1)</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">+</p>  <p>業務用保冷库 おしぼりクーラー 保冷米びつ ショーケース (店舗用) 冷凍ストッカー (店舗用)</p>	<p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">対 象</p> <p>①商品同梱の付属品 (製氷皿、棚、野菜カゴ等) ②吸収式冷蔵庫 (冷媒にアンモニアを使用) ③ペルチエ素子方式冷蔵庫 (一部メーカーでは「電子冷蔵庫」) ④ポータブル冷蔵庫(車載含む)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cc0000; color: white; padding: 5px;">対 象 外</p> <p>①取扱説明書等の印刷物 ②ホテル用システム冷蔵庫(課金式) ③冷水機 ④製氷機 ⑤化粧品専用の保冷库</p>
洗濯機・衣類乾燥機	 <p>洗濯乾燥機 全自動洗濯機 2槽式洗濯機 衣類乾燥機</p> <p>電気衣類乾燥機 (ドラム式) ガス衣類乾燥機 小型洗濯機 (排水機能があるもの)(注4)</p>	<p>田 業務用洗濯機・衣類乾燥機(注1)</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">+</p>  <p>衣類乾燥機能付き 布団乾燥機 衣類乾燥機能付き ハンガー掛け 電動のバケツ (排水機能が ないもの)(注4) 衣類乾燥機能付き換気扇 衣類乾燥機能付き除湿器 衣類乾燥機能付きハンガー</p>	<p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">対 象</p> <p>商品同梱の付属品(洗濯カゴ等)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cc0000; color: white; padding: 5px;">対 象 外</p> <p>①脱水機 ②衣類乾燥機置き台 ③取扱説明書等の印刷物 ④コインランドリー等で使用のコイン ボックス内蔵型洗濯機・衣類乾燥機 ⑤外付けのコインボックス</p> <p>(注4)排水機能とは、本体を傾けることなく排水できる機能(排水ホース等付き)</p>

☆家電リサイクル法の対象ではない家電製品(家庭用機器)の多くは、小型家電リサイクル法の対象機器です。 <http://kogatakaden.env.go.jp>

家電リサイクル券センター

☎ 0120-319640

FAX 03-3903-7551 受付時間：午前9時～午後6時(日・祝休)
ホームページ： <https://www.rkc.aeha.or.jp>



事業所で使用されている家電4品目

- エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家庭用機器であれば、事業所で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象である。一方、業務用機器であれば、家庭で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象外となる。

	家庭用機器	業務用機器
一般家庭で使用	一般廃棄物 家電リサイクル法対象	一般廃棄物 家電リサイクル法対象外
事業所で使用 (事業に伴い排出)	産業廃棄物 家電リサイクル法対象	産業廃棄物 家電リサイクル法対象外

- 家庭用機器であるか否かの判別が難しいものについては、型番・品番により、まずは一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのコールセンターに問い合わせ確認することができる。家電リサイクル券センターにおいて把握している機器情報に含まれていない場合には、各機器のメーカーに問い合わせ確認する必要がある。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター コールセンター

TEL0120-319640(午前9時～午後6時(日・祝休み))

引越業者における廃家電4品目扱いの原則(概要)

- 家電4品目であっても、廃棄物となるものについては、事業に伴い排出されるものは産業廃棄物、一般家庭から排出されるものは一般廃棄物であることに変わりはない(家電4品目は、事業系一般廃棄物に該当するものは無い。)
- したがって、引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合、廃棄物処理法上の収集運搬許可を有していない限り、原則として家電4品目が廃棄物となったもの(以下「廃家電4品目」という。)を排出者から引き取ることはできない。
- 一方、引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当する場合、家電リサイクル法に基づき、販売時などの引取義務や、引き取った廃家電4品目についての引渡義務といった、法律上の「義務」が生じる。これに伴い、義務履行にあたって必要な「廃棄物処理法の特例」が家電リサイクル法により適用されることにより、一定の場合には、廃棄物処理法上の収集運搬許可を有していなくても、排出者から廃家電4品目を引き取り指定引取場所に持ち込むことができるようになる。

※家電リサイクル法による廃棄物処理法の特例は、廃家電4品目について適用されるものであり、他の廃棄物についても収集運搬ができるようになるものではない。

家電リサイクル法上の小売業者の定義

- 家電リサイクル法上の「小売業者」とは、
家電4品目の小売販売(事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く)を業として行う者
である。「販売を業として行う者への販売を除く」とは、卸販売に該当する場合を除いているものである。
- 反復継続して販売している又は反復継続することを前提として家電4品目の小売販売を行っていれば、家電リサイクル法上の「小売業者」に該当する。
※売買契約の成立実績が無くとも、反復継続することを前提として小売販売行為を行っていれば小売業者に該当する。
- 新品製品の販売や店舗販売に限定されるものではなく、リユース品の販売や、インターネット販売・カタログ販売も含まれる。
- 家電リサイクル法上の「小売業者」は、法人単位で判断される。したがって、引越事業とは関係なく、同一法人の別事業部門で家電4品目の小売販売を行っている場合であっても、当該法人は家電リサイクル法上の「小売業者」であり、引越事業部門において排出者から廃家電4品目を引き取った場合には引渡義務などが発生する。

引越業者であって小売業者に該当するものの事例

- 一般に、引越業者であって家電リサイクル法上の小売業者に該当するものの事例としては、以下のようなものがある。

【「小売業者」の事例】

- ・引っ越しを行う消費者に対して、カタログなどにより家電4品目を含む家電製品を販売している。
- ・引っ越しを行う消費者から、個別に求めがあった場合のみ、求めに応じて家電4品目を含む家電製品を仕入れて、販売している。
- ・引っ越しを行う消費者から、新品に近い状態の家電製品の買取りを行い、同一法人の店舗において消費者に対して家電4品目を含む中古家電製品を販売している。

Ⅱ 家電リサイクル法上の小売業者の義務等

引取り及び引渡し事例(引っ越しの際に引取りを求められた場合)(イメージ)

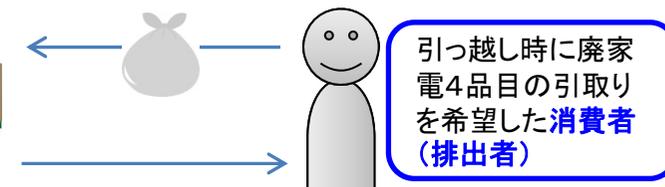
※自社便による収集運搬を行う場合のイメージ

※家電リサイクル券(料金販売店回収方式)を使用している引取りの場合のイメージ(家電リサイクル券についてはP. 31参照)

※「収集運搬料金」とは、小売業者が廃家電4品目を引き取り指定引取場所まで運搬するための料金(小売業者が定める)。「リサイクル料金」とは、製造業者等がリサイクル(再商品化等)を実施するための料金(製造業者等が定める)。詳細についてはP. 26～28参照

②収集運搬料金及びリサイクル料金の受領(内訳を明示すれば、引越作業代などと併せての受領で可)

③廃家電4品目の引取り



④家電リサイクル券の排出者控えの交付

⑤廃家電4品目の運搬(小売業者の店舗で一時保管を行うことも可)

⑨家電リサイクル券の小売業者回付片を小売業者店舗に持って行く

⑥廃家電4品目の引渡し
⑦家電リサイクル券の指定引取場所控と小売業者回付片を交付

⑧家電リサイクル券の小売業者回付片(指定引取場所の押印があるもの)の受取り

製造業者等
(全国各地に設けられている指定引取場所。(全国どの指定引取場所でも引渡し可能))



小売業者兼引越業者

⑩家電リサイクル券の小売業者回付片を保管(原則として、小売業者控兼受領書と一体で保管)(小売業者自らが保管。委託不可)

⑪リサイクル料金の精算(家電リサイクル券センターからの請求に応じて支払い)

①引越作業に向かう(小売業者が自らの名義で発券した家電リサイクル券も持って行く。)

家電リサイクル法における小売業者の義務の概要

排出者(消費者等)からの引取義務

➡ P. 13

「自らが過去に販売した家電4品目」又は「買換えの際に引取りを求められた家電4品目」は、排出者から引取りを求められたときは、排出者が排出する場所(排出者の家庭など)で、引取りを行う義務がある。

製造業者等への引渡義務(指定引取場所への持込み)

➡ P. 14～

排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、指定引取場所に運搬し、指定引取場所において製造業者等への引渡しを行う義務がある。

収集運搬料金の公表義務並びに収集運搬料金及びリサイクル料金の応答義務

➡ P. 26～

収集運搬料金(小売業者の運搬料金)はあらかじめ決めておき、販売チャネルに応じて分かりやすく公表する義務がある。また、収集運搬料金やリサイクル料金(メーカーごとに定められている料金)について問われた場合には、応答する義務がある。

リサイクル券(管理票)の交付・管理・保管等義務

➡ P. 30～

排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、リサイクル券(管理票)に必要事項を記入し、排出者控えを排出者に交付する義務がある。また、指定引取場所において引渡しを行った際に指定引取場所からリサイクル券(管理票)の回付片を受け取り、3年間保管する義務がある。

小売業者は、小売業者に引取義務がない廃家電4品目も引き取ることができる。ただし、引取義務がない廃家電4品目であっても、引き取った場合には、「製造業者等への引渡義務」が発生する。
引越業者であって小売業者に該当するものである場合、「引取義務はないが引取りを行い、引取りに伴い引渡義務が発生する廃家電4品目」が多いものと想定される。

排出者(消費者等)からの引取義務

小売業者は、次の場合には、正当な理由がある場合を除き、排出者が廃家電4品目を排出する場所において当該排出者(消費者等)から廃家電4品目を引き取らなければならない。

- ① 自らが過去に販売した廃家電4品目の引取りを求められたとき
- ② 買換えの際に同種の廃家電4品目の引取りを求められたとき (家電リサイクル法第9条)

解説

- ・ ①、②の場合 → 当該小売業者が小売販売として携わった範囲で引取義務を課すもの
- ・ 「正当な理由」
 - 天災等の事由、排出者(消費者等)が料金支払いを拒否した場合、排出者(消費者等)が冷蔵庫や洗濯機内の異物除去を行わない場合等
- ・ 「自らが過去に販売」
 - 小売業者単位(法人単位)で判断。すなわち、複数の店舗を有している法人である場合、A店舗で過去に販売した廃家電4品目の引取りを、同一法人のB店舗で申し込まれたときも引取義務は生じる。
- ・ 「引取りを求められたとき」
 - 排出者(消費者等)から、対面、電話、メール、その他何らかの形で廃家電4品目の引取りの申込みがあったとき。また、購入の際に、廃家電4品目の有無を確認したところ、排出者(消費者等)から「あり」と回答があった場合には、「引取りを求められたとき」に該当。
- ・ 「同種の廃家電4品目」
 - 例えば、液晶式・プラズマ式テレビを購入し、引取対象がブラウン管式テレビであっても該当。また、衣類乾燥機を購入し、引取対象が洗濯機であっても該当。
- ・ 「排出者が廃家電4品目を排出する場所」
 - 一般に、排出者(消費者)の家庭などが該当。「排出者自身が郵送・持込みする場合でなければ引き取らない」ということは不可。
- ・ 買換えの場合、販売した台数よりも多くの同種の廃家電4品目の引取りを求められたときは、その全てで引き取る義務が生じる(料金は台数分を請求可能)。

引取義務が遵守されない場合は、経済産業大臣・環境大臣による勧告・行政処分、刑事罰の対象となり得る。(詳細はP. 40)

製造業者等への引渡義務

小売業者は、廃家電4品目を引き取ったときは、次の場合を除き、製造業者等に引き渡さなければならない。

- ① 自ら製品としてリユースする場合
- ② 当該廃家電4品目を製品としてリユースする者(ex.消費者)に有償又は無償で譲渡する場合
- ③ 当該廃家電4品目を製品としてリユース販売する者(ex.リユース業者)に有償又は無償で譲渡する場合

(家電リサイクル法第10条)

解説

- ・ 「廃家電4品目を引き取ったとき」
 - 引取義務の対象かどうかに関係なく、引き取ったものについては、上記①～③の場合を除いて、全て引渡義務の対象。
- ・ 「製造業者等に」
 - 製造業者等が指定する引取場所(全国に332か所(令和元年7月現在)。全製造業者等共通)に持ち込めば義務は履行されたこととなる。指定引取場所の場所は、(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページで、検索することが可能。
(指定引取場所一覧) <https://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/> 
- ・ 「引き渡さなければならない」
 - 引き取った廃家電4品目のすべてを引き渡す必要がある。廃家電4品目の一部のみを引き渡し、一部を引き渡さない場合は、引渡義務違反になる。
- ・ ①～③の「製品としてリユース」
 - 「製品として」であり、いわゆる「製品リユース」を指し、いわゆる「部品リユース(部品取り)」は含まれない。
 - 「有償又は無償で」であり、逆有償による譲渡(費用を払って引き渡すこと)は含まれない。
- ・ 引渡義務についての留意点 → P. 15～16参照
- ・ 廃エアコンの回収を行う際の留意点 → P. 17～18参照
- ・ リユースの場合の留意点 → P. 19～20参照
- ・ 製造業者等の指定引取場所までの収集・運搬方法に関する留意点 → P. 21～25参照

引渡義務が遵守されない場合は、経済産業大臣・環境大臣による勧告・行政処分、刑事罰の対象となり得る。(詳細はP. 40)

引渡義務についての留意点①

- 小売業者が引き取った廃家電4品目について、指定引取場所への持込みが行われない場合は、(製品リユース等がされる場合を除き)引渡義務違反となる。
 - ・ 違法な不用品回収業者やスクラップヤード業者に引き渡したり、廃棄物処理業者に引き渡して廃棄物処分を行ったりすると、引渡義務違反となる。
 - ・ 盗難や紛失により指定引取場所への持込みが行われない場合も、引渡義務違反となる。
 - ・ 引き取った廃家電4品目の一部分(例:エアコン室外機や、電源コードなど)について指定引取場所への持ち込みが行われない場合も、引渡義務違反となる。

- このため、小売業者は、家電リサイクル券のお問合せ管理票番号との紐づけで管理を行い、引き取った廃家電4品目の全数について、遅滞なく小売業者回付片が回付されてきているかを常に点検しておくことが必要。

引渡義務についての留意点②

- 違法な不用品回収業者やスクラップヤード業者の中には、廃家電4品目の「買取り」を行う事業者もいる。

※一般に、廃家電4品目の適正処理には処理費用が発生するが、このような事業者は、フロン回収などを行わず環境に悪影響を与える処理を行い、市場価格の高い金属のみを取り出している場合がある(残渣物は不法投棄が行われる場合もある)。

- したがって、一部の従業員が勝手に、排出者から廃家電4品目を家電リサイクルの手配を行わずに引き取ったり、店舗に保管してある廃家電4品目を持ち出したりして、違法な不用品回収業者やスクラップヤード業者に売却するといったことが生じないようにする必要がある。例えば、一部の引越業者においては、以下のような対策を講じている事例もある。

【引越業者であって小売業者に該当するものにおける対策事例】

- ・引越の見積もり時には廃家電4品目の引取依頼があったにも関わらず、当日にキャンセルがあった場合、従業員による廃家電4品目の引取りが行われなかったか消費者(排出者)に確認する。
- ・廃家電4品目の店舗別・月別(あるいは担当者別)の引取台数や引取手配台数に異常値が生じていないか、確認する。
- ・各店舗で、廃家電4品目の保管場所以外の場所に廃家電4品目(特に家電リサイクル券が貼られていないもの)が隠されていないか確認する。
- ・エアコンの取外し工事が手配されている一方で家電リサイクルの引取手配も引越先でのエアコンの取付け工事手配も行われていないという依頼の件数に異常値が生じていないか、確認する。
- ・エアコンの室内機のみでの引取り・引渡しが発生していないか、確認する。
- ・各店舗で、廃家電4品目の保管場所の鍵は支店長が管理する。

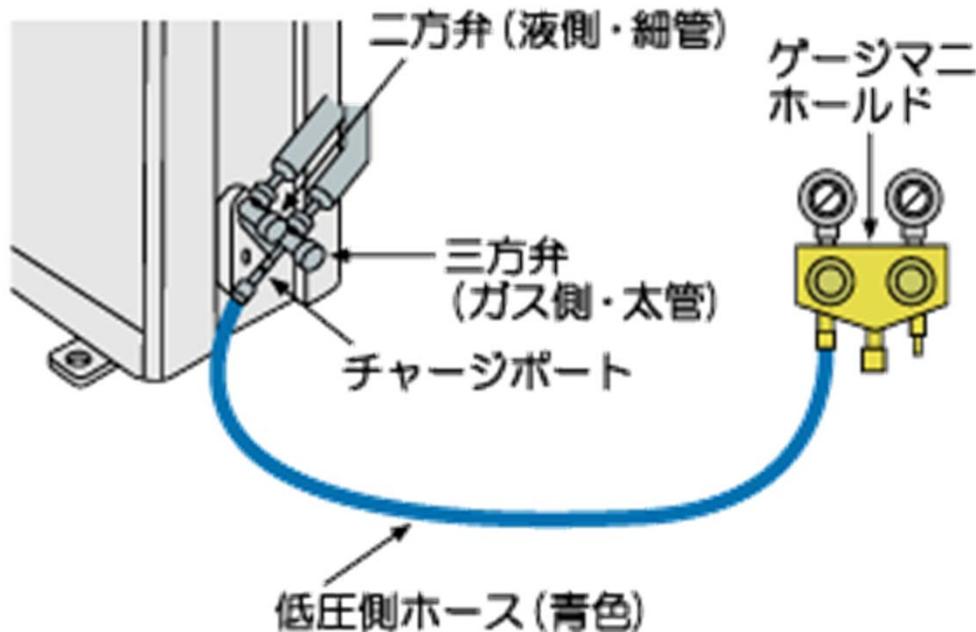
廃エアコンの回収を行う際の留意点①

- 一般に、引越業者は、協力会社などを用いてエアコンの取外し工事を行う場合がある。
- 引越業者であって小売業者に該当するものに対して排出者から廃エアコンの引取依頼(「処分依頼」など、名称を問わない)がかかっている場合、取外し工事を行う協力会社が当該廃エアコンを持ち帰り指定引取場所への持ち込みを行わないと、引越業者(小売業者)が引渡義務違反となる。
- また、引越業者であって小売業者に該当するものに対して排出者から廃エアコンの引取依頼がかかっている場合、取外し工事を行う協力会社が、廃エアコンを引越業者(小売業者)の店舗や指定引取場所まで運搬するには、当該協力会社は産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可が必要(P. 21参照)。
- したがって、引越業者であって小売業者に該当するものが、協力会社などを用いてエアコンの取外し工事を行って廃エアコンを引き取る場合は、以下のいずれかの対応が必要。
 - ① 協力会社は廃エアコンの取外し工事までを行い、(引越前日までの工事である場合は、引越当日まで当該排出者宅内に廃エアコンを置いておいてもらい)引越日当日などに引越業者(小売業者)によって廃エアコンの引取り及び運搬を行う。
 - ② 協力会社が、地域内の産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を有している場合(P. 21参照)は、あらかじめ引越業者(小売業者)から協力会社への廃家電4品目の収集運搬委託契約を締結しておき、協力会社は引越業者(小売業者)の委託先として、廃エアコンの引取り及び運搬を行う。
※上記②の場合、引越業者(小売業者)名義の家電リサイクル券の排出者控の交付も、引越業者(小売業者)の委託先としての協力会社が行うこととなる。

廃エアコンの回収を行う際の留意点②

- 家庭用エアコンには、室内ユニットや接続配管の中に相当量の冷媒フロンが蓄積されている。
- そのまま外してしまうと、冷媒フロンが大気中に放出され、オゾン層破壊や地球温暖化に悪影響を及ぼしてしまうため、回収前にポンプダウン作業が必要
※現在の製品にはオゾン層を破壊するフロンは含まれていないが、過去の製品には含まれているものもある。
また、現在の製品でも地球温暖化係数はCO2の1,500～2,000倍がある。
- 小売業者自ら回収する場合のみならず、配送業者(工事業者)に委託する場合も、ポンプダウンの徹底を指導することが必要。

<ポンプダウンの一般的な作業方法(例)>



1. 三方弁(太管側)のチャージポートに圧力計(ゲージマニホールド)を取り付ける。
2. 二方弁(細管側)を全閉にする。
3. 冷房運転または強制冷房運転させる。(暖房運転では不可) 圧力計がほぼ0MPa(0kgf/cm²)になるまで運転する。
4. 三方弁全閉にし、運転を停止させる。
5. 圧力計(ゲージマニホールド)を外し、接続配管を外す。

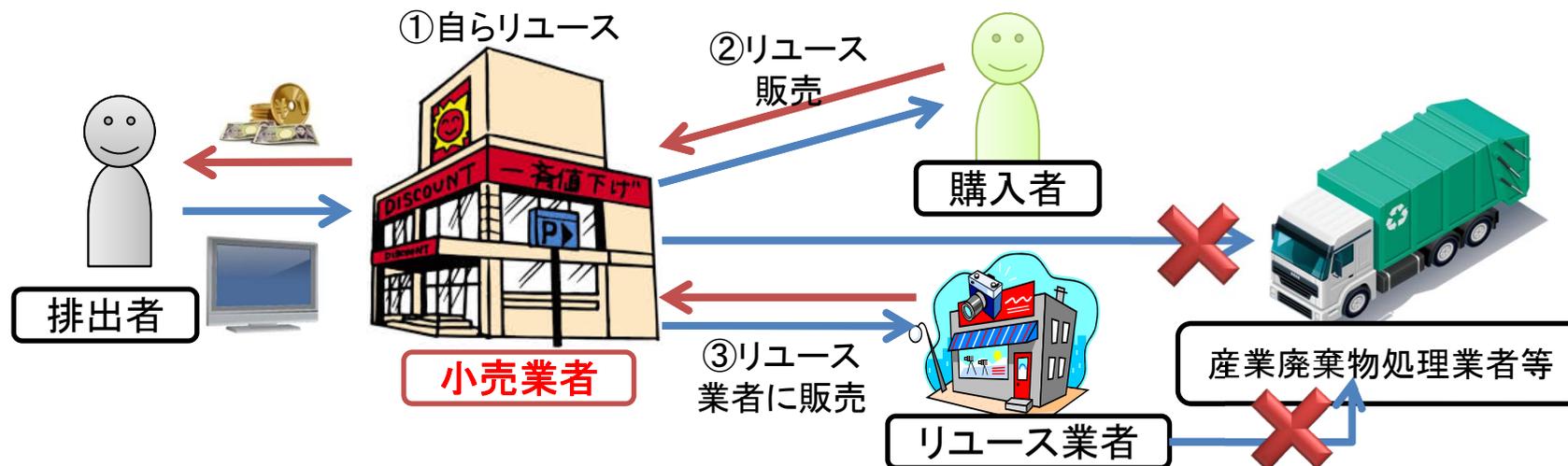
ポンプダウンについての詳細は、
一般社団法人日本冷凍空調工業会ホームページへ
https://www.jraia.or.jp/product/home_aircon/t_pumpdown_work.html



リユースに関する留意点①

※リユース品を取り扱わない事業者は、「家電4品目を引き取ったら、一律に、すべて指定引取場所に持ち込む」の運用を徹底すればよく、本頁及び次頁の事項は省略して構わない。

- 家電リサイクル法上の小売業者が使用済みの家電4品目を引き取った場合は、家電リサイクル法上は一律に廃家電4品目となり、「リサイクル」か「製品リユース」かのどちらかが必須となる。
- 「製品リユース」の場合、次のようなときには、引渡義務違反等の可能性が高いので注意が必要。
 - ・ 製品リユースしたが、排出者から収集運搬料金、リサイクル料金を徴収した場合
※ しかも、この場合は民法上の債務不履行又は不当利得に該当するとともに、詐欺罪に該当する可能性がある。
 - ・ 小売業者が製品リユースとしてリユース販売業者等に引き渡す場合に、有償又は無償ではなく、逆有償(＝費用を払って渡すこと)により引き渡した場合
※ リユース業者であっても処理費等を支払って引き渡した場合には引渡義務違反に該当する可能性がある。
 - ・ 引き渡し先であるリユース業者が、リユース販売することなく、そのまま産業廃棄物処理業者等に引き渡した場合



リユースに関する留意点②

- 前頁のとおり、小売業者が使用済みの家電4品目を引き取った場合は、「リサイクル」か「製品リユース」かのどちらかが必須となる。
- 例えば、製品リユースとして販売を行うつもりで使用済みの家電4品目を買い取ったが、買い取った後・販売前に、元から製品リユースできないものであった(故障していた)ことが判明した場合は、指定引取場所に持ち込みリサイクルする必要がある。この場合、排出者は小売業者の名義となり、リサイクル料金及び収集運搬料金も小売業者の負担となる。
- また、リユース業者に有償又は無償で譲渡する場合は、譲渡先の業者が「リユース販売する」と称しているだけでなく、実際に適正にリユース販売が行われている必要がある。譲渡先において実際にリユース販売が行われているか、証拠資料を求めたり、現地確認を行ったりすることなど、厳格な管理が必要である。
- 「偽装リユース」を防いで適正なリユースを行うため、小売業者が家電4品目のリユース品を扱う場合、「リユース・リサイクル仕分け基準」を作成することなどを求めている。同基準の内容としては、経済産業省・環境省の「リユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドライン」を踏まえたものとするのが望ましく、具体的には、リユース対象製品を製造後7年以内の製品とすることや、小売業者自身でリユース販売を行う場合には通電検査を実施することを推奨している。

小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドライン
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/12178.pdf>



収集・運搬に関する留意点①

- 廃家電4品目の引取り・引渡しは、廃棄物処理法上の廃棄物の収集運搬となる。したがって、本来は、家庭から出る廃家電4品目については一般廃棄物の収集運搬業の許可が、事業所から出る廃家電4品目については産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要。

※収集運搬業の許可権者は、一般廃棄物については市区町村長、産業廃棄物については都道府県知事等であり、当該許可に係る地域の外では収集運搬はできない。

- しかし、家電リサイクル法の特例規定により、小売業者が家電リサイクル法に基づき廃家電4品目の引取り・引渡しのため廃家電4品目の収集運搬を行う場合には、
 - ・小売業者自らが収集運搬を実施する(自社便)のであれば、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可は不要
 - ・小売業者が他の事業者へ委託して収集運搬を実施するのであれば、委託先の事業者は、一般廃棄物か産業廃棄物の、どちらかの許可があればよい(再委託は禁止)※ただし、収集運搬できる地域は許可の範囲こととされている。

- 小売業者が他の事業者へ委託して収集運搬を実施する場合、委託先の事業者が廃家電4品目を製造業者等以外の者に引き渡したというケースであっても、義務主体である委託元の小売業者が引渡義務違反となるため、委託先の引渡し状況等についても管理を適切に行う必要がある。

収集・運搬に関する留意点②

- 小売業者が他の事業者(収集運搬業の許可あり)に委託して収集運搬を実施する場合、以下の点に注意が必要。
 - ・適正に指定引取場所への運搬を行うこと及び再委託を行わないことを、担保すること。具体的には、委託契約の締結は書面により行い、当該書面の中に再委託禁止条項を盛り込むとともに、当該契約内容が遵守されているか定期的に委託先の状況について現地確認を行うことが望ましい。
 - ・「許可を有している」との説明が虚偽ではないか、提示された許可番号が他の事業者のものではないか、確認すること。具体的には、委託契約の締結時に、廃棄物収集運搬業の許可証の写しを契約書に添付するとともに、当該許可証の許可番号を環境省や都道府県等のデータベースに入力して確認を行う。
 - ・廃棄物処理法上の収集運搬業の許可について、廃家電4品目の積込み地と積卸し地(指定引取場所の所在地を含む。)の許可を有しているか確認を行うこと。
※積込み及び積卸しを行わず通過するだけの地域については許可不要
 - ・廃棄物収集運搬業の許可には有効期限があるため、当該許可の期限を管理し、委託先の事業者が当該許可の更新を行っているか確認すること。具体的には、委託先の事業者が有する許可の期限に応じて、更新後の許可証の写しの提出を求めることで確認を行う。

収集・運搬に関する留意点③

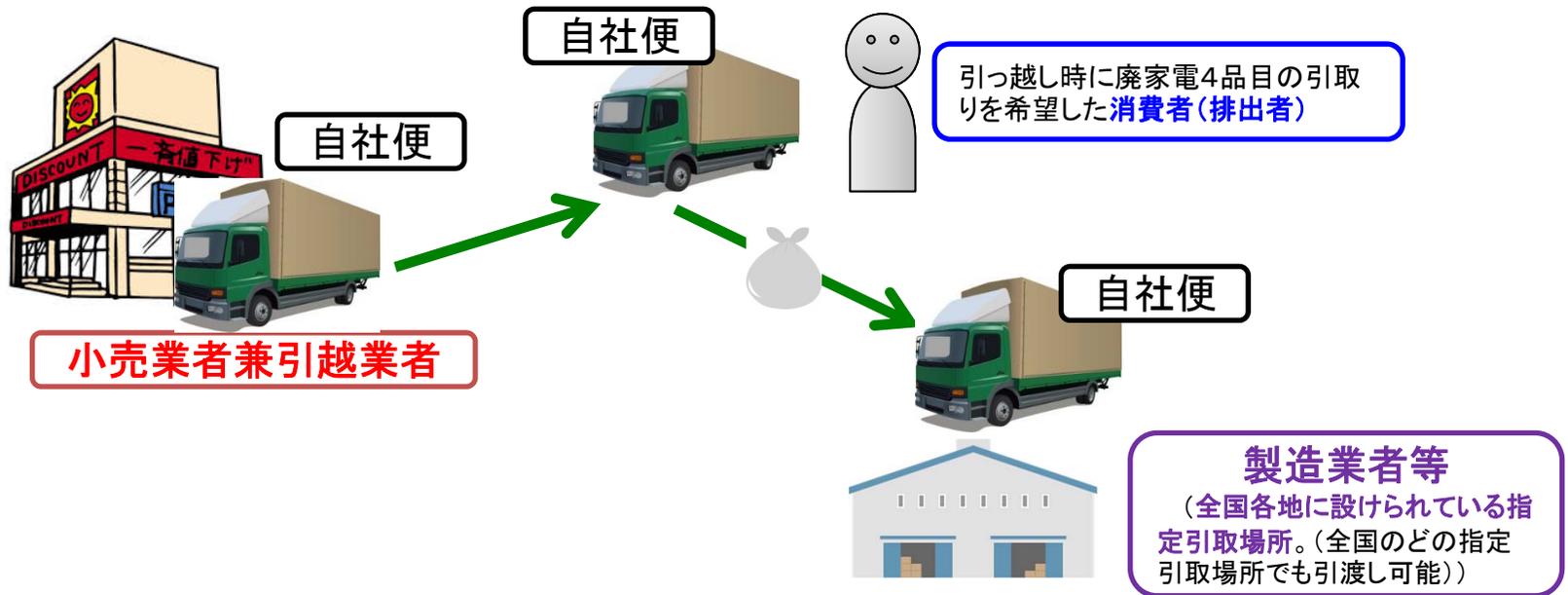
- 小売業者が、引き取った廃家電4品目について店舗で一時保管(積替保管)を行う場合、以下の点に注意が必要。
 - ・周囲に囲いがある場所で保管を行うとともに、保管場所の施錠など盗難・紛失対策を徹底する。
 - ※併せて監視カメラを設置することも有効
 - ※屋外保管を行う場合には特に注意が必要
 - ・原則として屋内保管場所又は屋根のある屋外保管場所で保管を行い、やむを得ず屋根のない屋外で保管を行う場合は、降雨の可能性のある場合は速やかに屋内保管場所に移動させるなど、雨曝しにならないよう工夫する。
 - ・保管期間が長期にならないようにする。
 - ※引取台数が少ない店舗であっても、保管期間は1月間未満とすることが望ましい
 - ・小売業者自らの店舗での一時保管(積替保管)は廃棄物処理法上の収集運搬業の許可は不要であるが、一時保管(積替保管)を他の事業者へ委託して行うのであれば、委託先の事業者は廃棄物処理法上の収集運搬業のうち「積替保管」の許可も有している必要がある(再委託は禁止)。
 - ・エアコンについては、同一機器の室内機と室外機がセットで1台であるので、対になっている機器が分かるよう保管する。
- 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、機器の内部に生ごみ、缶・ビン、衣類などの異物が残っている場合、指定引取場所での引取りは行われぬ。事前に、排出者に対して異物の除去を求める必要がある。
 - ※小売業者に引取義務がある廃家電4品目について、異物除去が行われていないものの引取りを拒否しても、正当な理由による拒否であることから、小売業者の引取義務違反とはならない。

(参考)引越業者における収集・運搬の事例

事例①

小売業者兼引越業者が、引越作業時に自社便で廃家電4品目の引取りを行い、そのまま自社便で指定引取場所まで運搬を行って持ち込みを行うケース

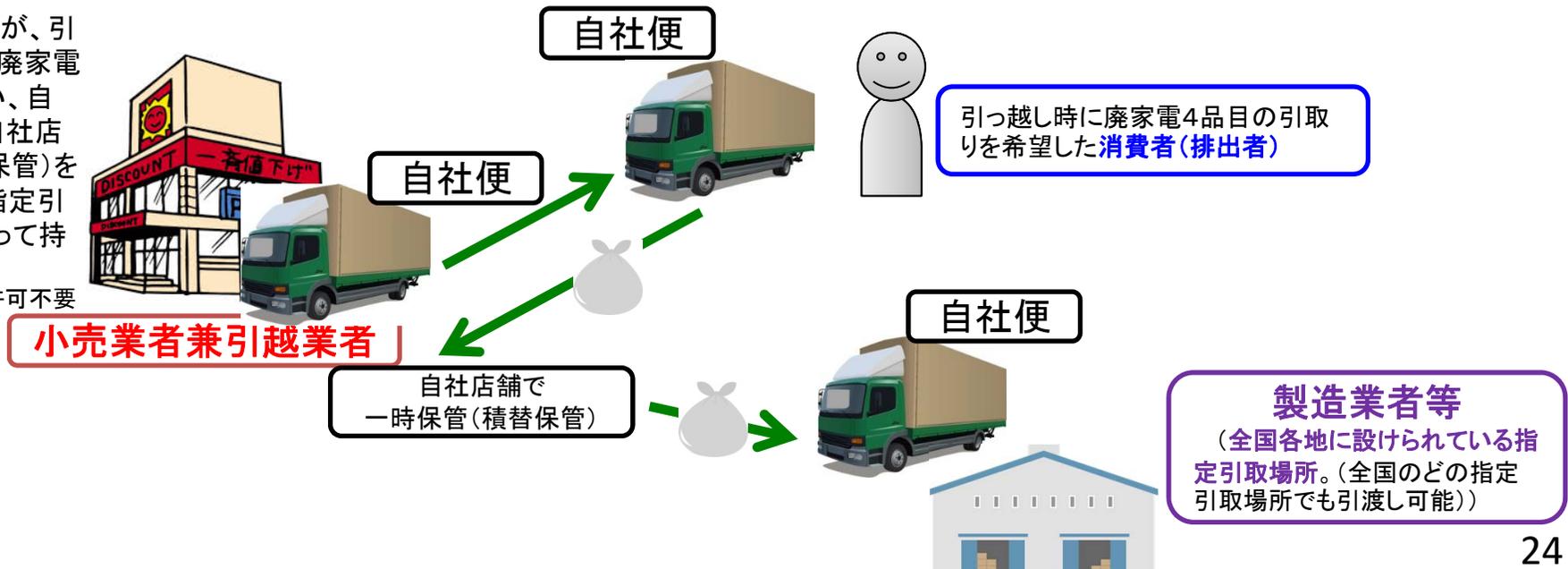
＝廃棄物収集運搬業の許可不要



事例②

小売業者兼引越業者が、引越作業時に自社便で廃家電4品目の引取りを行い、自社店舗に持ち帰り、自社店舗で一時保管(積替保管)を行った後、自社便で指定引取場所まで運搬を行って持ち込みを行うケース

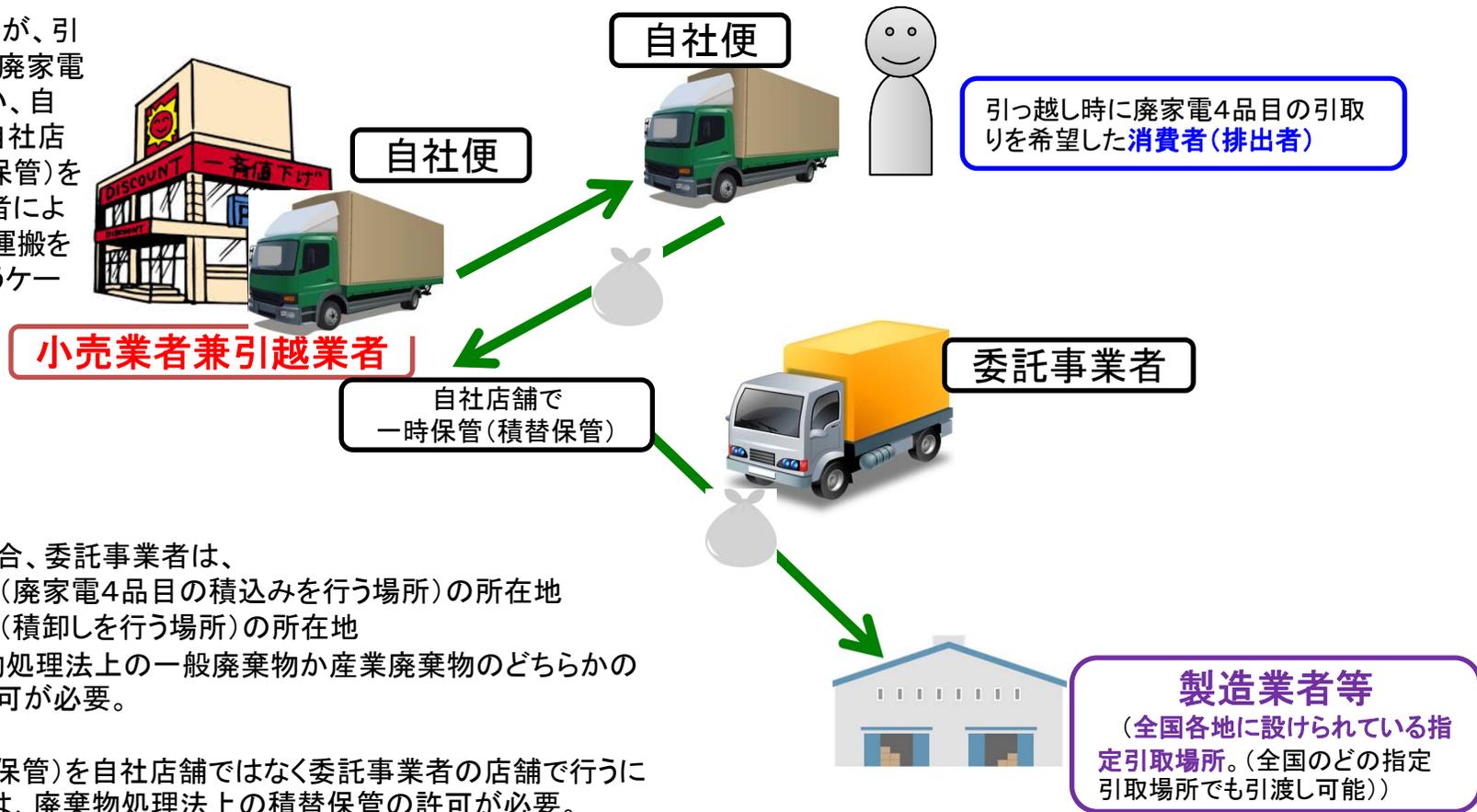
＝廃棄物収集運搬業の許可不要



(参考)引越業者における収集・運搬の事例

事例③

小売業者兼引越業者が、引越作業時に自社便で廃家電4品目の引取りを行い、自社店舗に持ち帰り、自社店舗で一時保管(積替保管)を行った後、委託事業者により指定引取場所まで運搬を行って持ち込みを行うケース



※このケースの場合、委託事業者は、

- ・小売業者店舗(廃家電4品目の積込みを行う場所)の所在地
- ・指定引取場所(積卸しを行う場所)の所在地

について、廃棄物処理法上の一般廃棄物か産業廃棄物のどちらかの収集運搬業の許可が必要。

※一時保管(積替保管)を自社店舗ではなく委託事業者の店舗で行うには、委託事業者は、廃棄物処理法上の積替保管の許可が必要。

収集運搬料金の公表義務並びに収集運搬料金及びリサイクル料金の応答義務①

～収集運搬料金の公表義務関係～

小売業者は、指定引取場所までの収集運搬に要する料金(収集運搬料金)を排出者(消費者等)に請求することができる。

(家電リサイクル法第11条)

収集運搬料金は事前に定めて公表しなければならず、また、適正な原価を勘案して設定しなければならない。

(家電リサイクル法第13条第1項・第2項)

収集運搬料金は、排出者の廃家電の適正な排出を妨げることがないように配慮しなければならない。

(家電リサイクル法第13条第3項)

解 説

・ 収集運搬料金の公表の方法

→ 店舗販売の場合は、店舗の見やすい場所への掲示その他の適切な方法による。インターネット販売の場合はWeb上に掲載、通信販売の場合はカタログに掲載するなどし、「公表」する必要がある。引越業者であって小売業者に該当するもの場合、買換えに伴う引取り以外のケースも多いと考えられることから、そのような場合は、営業担当者が収集運搬料金表を記載したリーフレット等を持っておき、廃家電4品目の処分を検討している消費者(排出者)に提示する形で問題ない。リサイクル料金との合算を「併記」することは問題ないが、収集運搬料金単独での金額が分からないような表示は認められない。

・ 「適正な原価」

→ 意図的に高額な収集運搬料金は認められない。最も能率的に行った場合の「適正な原価」を目指して費用低減に向けた努力をすべきことを期待されている。「適正な原価」は小売業者固有の事情により異なるため、最終的には個々の小売業者単位で判断。

→ 「適正な原価」を勘案して設定されていれば、廃家電4品目の引取地域別や品目別に料金設定を分けたり、一度に2台以上をまとめて引き取る場合の2台目以降の料金を1台目よりも低く設定したりすることは可能。

収集運搬料金が適正な原価を著しく超えていると認められる場合は、経済産業大臣・環境大臣による勧告・行政処分、刑事罰の対象となり得る。(詳細はP. 40)

収集運搬料金の公表義務並びに収集運搬料金及びリサイクル料金の応答義務② ～収集運搬料金及びリサイクル料金の応答義務関係～

小売業者は、製造業者等が定めるリサイクル料金を排出者(消費者等)に請求することができ、製造業者等からの請求に応じ支払う。
(家電リサイクル法第12条、第19条)

排出者(消費者等)から求められたときは、収集運搬料金や製造業者等が定めるリサイクル料金を示さなければならぬ。
(家電リサイクル法第13条第4項)

解説

- ・ 家電製品協会が運営している「家電リサイクル券」システムに加入することにより、リサイクル料金の徴収と製造業者等への支払手続が円滑に実施可能。加入自体は義務ではないが、円滑な支払手続のため、小売業者は、同システムに加入するようにしていただきたい。
- ・ 排出者がリサイクル料金を郵便局から直接製造業者等に支払っている場合には、リサイクル料金の徴収は不可(ただし、収集運搬料金を徴収することは可能)
※小売業者が「家電リサイクル券」システムに加入しており、家電リサイクルに係る案内が適切に行われている場合、一般的には、排出者がリサイクル料金を郵便局から直接製造業者等に支払うということは生じない。
- ・ 排出者の求めに応じて収集運搬料金・リサイクル料金を示す方法
→ パンフレット・リーフレットの配布、照会への回答等

(参考) 製造業者等のリサイクル料金について

- 小売業者が定める収集運搬料金とは異なり、リサイクル料金は、製造業者等が定める。
- リサイクル料金は製造業者等ごとに異なっており、したがって、廃家電4品目の製造業者等を確認した上でリサイクル料金の請求や照会回答を行う必要がある。
- また、リサイクル料金は、製造業者等ごとに随時改訂されるものである(改訂を行う場合、4月に改訂されることが多い)ことから、最新の情報を確認する必要がある。
※リサイクル料金を誤徴収した場合には、過徴収分を排出者に返還するなどの手続が必要。また、カタログ上やインターネット上にリサイクル料金を表示させ、意図的にその更新を怠ってリサイクル料金の過徴収を行うと、詐欺罪に該当するおそれがある。
- 家電製品協会が運営している「家電リサイクル券」システムに加入すると、毎年度、リサイクル料金一覧表の冊子が送付されるので、当該冊子を確認することが望ましい。
- また、家電製品協会においては、すべての製造業者等のリサイクル料金を公表している(製造業者等名やロゴによる検索も可能。)。上記のリサイクル料金一覧の冊子のPDFも公表されている。

https://www.rkc.aeha.or.jp/guide/recycle_price.html



- リサイクル料金について、上記の冊子などを見ても分からない場合は、下記に問い合わせを確認することも可能。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター コールセンター

TEL0120-319640 (午前9時～午後6時(日・祝休))

主な製造業者等の料金一覧

このページに掲載している料金表は、家電リサイクル券表面の「製造業者等名」欄に記載されている製造業者等、およびこれらに関連する製造業者等の料金表を8~25ページの料金表から抜粋し、再編集したものです。

この欄に記載された製造業者等名とコードをリサイクル券に記入して下さい。

現在、ブラウン管式テレビのリサイクル料金は、主要な製造業者等の中でも異なっているので注意

【テレビ】「冷蔵庫・冷凍庫」の「大小区分の判別方法」は、3ページを参照下さい。

【冷蔵庫】の家電リサイクル対象型番は38~40ページを参照下さい。料金表に記載されていない製造業者等は、26~27ページをご参照下さい。

製造業者等名	ロゴマーク <small>小さく見えないうち、ロゴ索引で確認下さい</small>	リサイクル券に記載する製造業者等名とコード		グループ	エアコン							冷蔵庫・冷凍庫			洗濯機・衣類乾燥機
		製造業者等名の略称	コード		テレビ				液晶・プラズマ式			冷庫		洗濯機	
					大(15型以上)	小(15型以下)	大(16型以上)	小(15型以下)	大(16型以上)	小(17リットル以上)	大(17リットル以上)	小(17リットル以下)			
		品目・料金区分コード	品目・料金区分コード		品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード	品目・料金区分コード		
10	20	21	22	50	51	52	30	31	32	40					
注1 パナソニック(株)	National Panasonic	パナソニック	100	A	972円 (取扱量 900円)		1,296円 (取扱量 1,200円)	2,376円 (取扱量 2,200円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		3,672円 (取扱量 3,400円)	4,644円 (取扱量 4,300円)	2,484円 (取扱量 2,300円)
注2 パナソニック(株)(三洋電機)	SANYO FISHER PRINCESS	パナソニック(三洋)	101	A	972円 (取扱量 900円)		1,296円 (取扱量 1,200円)	2,376円 (取扱量 2,200円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		3,672円 (取扱量 3,400円)	4,644円 (取扱量 4,300円)	2,484円 (取扱量 2,300円)
注3 東芝ライフスタイル(株)	TOSHIBA Electrolux by TOSHIBA	東芝ライフスタイル	110	A	972円 (取扱量 900円)								3,672円 (取扱量 3,400円)	4,644円 (取扱量 4,300円)	2,484円 (取扱量 2,300円)
		東芝映像	114	A			1,296円 (取扱量 1,200円)	2,376円 (取扱量 2,200円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)				
注4 東芝映像ソリューション(株)	TOSHIBA	東芝映像	114	A			1,296円 (取扱量 1,200円)	2,376円 (取扱量 2,200円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)				
ダイキン工業(株)	DAIKIN	ダイキン工業	120	A	972円 (取扱量 900円)										
注5 (株)JVCケンウッド	Victor JVC	JVCケンウッド	130	A			1,296円 (取扱量 1,200円)	2,376円 (取扱量 2,200円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)				
		指定法人(その他)	999	指定法人	2,041円 (取扱量 1,890円)										
注6 日立グローバルライフソリューションズ(株)	HITACHI	日立グローバルライフ	300	B			1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		3,672円 (取扱量 3,400円)	4,644円 (取扱量 4,300円)	2,484円 (取扱量 2,300円)
注7 日立ジョンソンコントロールズ空調(株)	HITACHI	日立ジョンソン空調	303	B	972円 (取扱量 900円)										
シャープ(株)	SHARP	シャープ	310	B	972円 (取扱量 900円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		3,672円 (取扱量 3,400円)	4,644円 (取扱量 4,300円)	2,484円 (取扱量 2,300円)
三菱電機(株)	MITSUBISHI	三菱電機	320	B	972円 (取扱量 900円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		3,672円 (取扱量 3,400円)	4,644円 (取扱量 4,300円)	2,484円 (取扱量 2,300円)
ソニー(株)	SONY	ソニー	340	B			1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)				
		指定法人(その他)	999	指定法人	2,041円 (取扱量 1,890円)										
注8 (株)富士通ゼネラル	FUJITSU GENERAL	富士通ゼネラル	350	B	972円 (取扱量 900円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		2,916円 (取扱量 2,700円)			3,672円 (取扱量 3,400円)	4,644円 (取扱量 4,300円)	2,484円 (取扱量 2,300円)
注9 ソニー(株)(アイワ)	AIWA aiwa	ソニー(アイワ)	360	B			1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)		1,836円 (取扱量 1,700円)	2,916円 (取扱量 2,700円)				
注10 三菱重工冷熱(株)	BEAVER ビーバーク	三菱重工冷熱	370	B	972円 (取扱量 900円)										

注1 4品目全て

松下電器産業(株)製も含む。

注) 製造元がパナソニック(株)製であっても、東京ガス(株)、大阪ガス(株)のブランドマークが貼付されているガス衣類乾燥機については、そのガス会社がリサイクル責任者です。

注2 エアコン
テレビ
冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機・衣類乾燥機

三洋セールズ&マーケティング(株)、三洋電機(株)、三洋電機(株)製も含む。
三洋セールズ&マーケティング(株)、三洋電機(株)製も含む。
三洋セールズ&マーケティング(株)、三洋電機(株)製も含む。
三洋アーク(株)、三洋セールズ&マーケティング(株)、三洋電機(株)製も含む。

注3 エアコン
冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機・衣類乾燥機

(株)東芝、東芝キャリア(株)、東芝ホームアプライアンス(株)製も含む。
(株)東芝、東芝エレクトロニクス(株)、東芝コンシューママーケティング(株)、東芝ホームアプライアンス(株)製も含む。
(株)東芝、東芝コンシューママーケティング(株)、東芝ホームアプライアンス(株)製も含む。

注4 テレビ

東芝ライフスタイル(株)、(株)東芝、東芝ビデオプロダクツジャパン(株)製も含む。

注5 エアコン

日本ビクター(株)製も含む。

注6 テレビ

日本ビクター(株)製も含む。

注7 冷蔵庫・冷凍庫

日立コンシューママーケティング(株)、日立コンシューマエレクトロニクス(株)、日立情報テック(株)日立製作所(株)日立ビクターアイエも含む。

注8 洗濯機・衣類乾燥機

日立アプライアンス(株)、日立コンシューママーケティング(株)、日立製作所、日立ホーム・アンド・ライフソリューション(株)日立ビクターアイエも含む。

注9 エアコン

日立アプライアンス(株)、(株)日立製作所、日立ホーム・アンド・ライフソリューション(株)製も含む。

注10 4品目全て

(株)ゼネラル製も含む。

注11 テレビ

アイワ(株)(2005年製以前の製品)製も含む。

注12 エアコン

三菱重工工業(株)、三菱重工空調システム(株)製も含む。

★ご注意 複数の製造業者等が同一の「ロゴマーク」を使用している場合があります。28ページから37ページのロゴ索引で、「ロゴマーク」と「製造業者等名」の両方が製品と一致していることをご確認のうえ、正しい券書をお願い致します。

税込価格は、消費税8%で表示しています(2019年4月現在)。最新の料金は、表紙のURLよりホームページにてご確認下さい。

管理票(家電リサイクル券)の交付・管理・保管等義務

小売業者は、排出者(消費者等)から廃家電4品目を引き取る際、管理票の写しを交付しなければならない。(家電リサイクル法第43条第1項)

また、製造業者等に引き渡す際に管理票を交付し、回付された管理票を3年間保存しなければならない。(家電リサイクル法第43条第2項～第4項)

さらに、排出者(消費者等)から閲覧の申出があった場合には、正当な理由がなければ拒むことはできない。(家電リサイクル法第43条第5項)

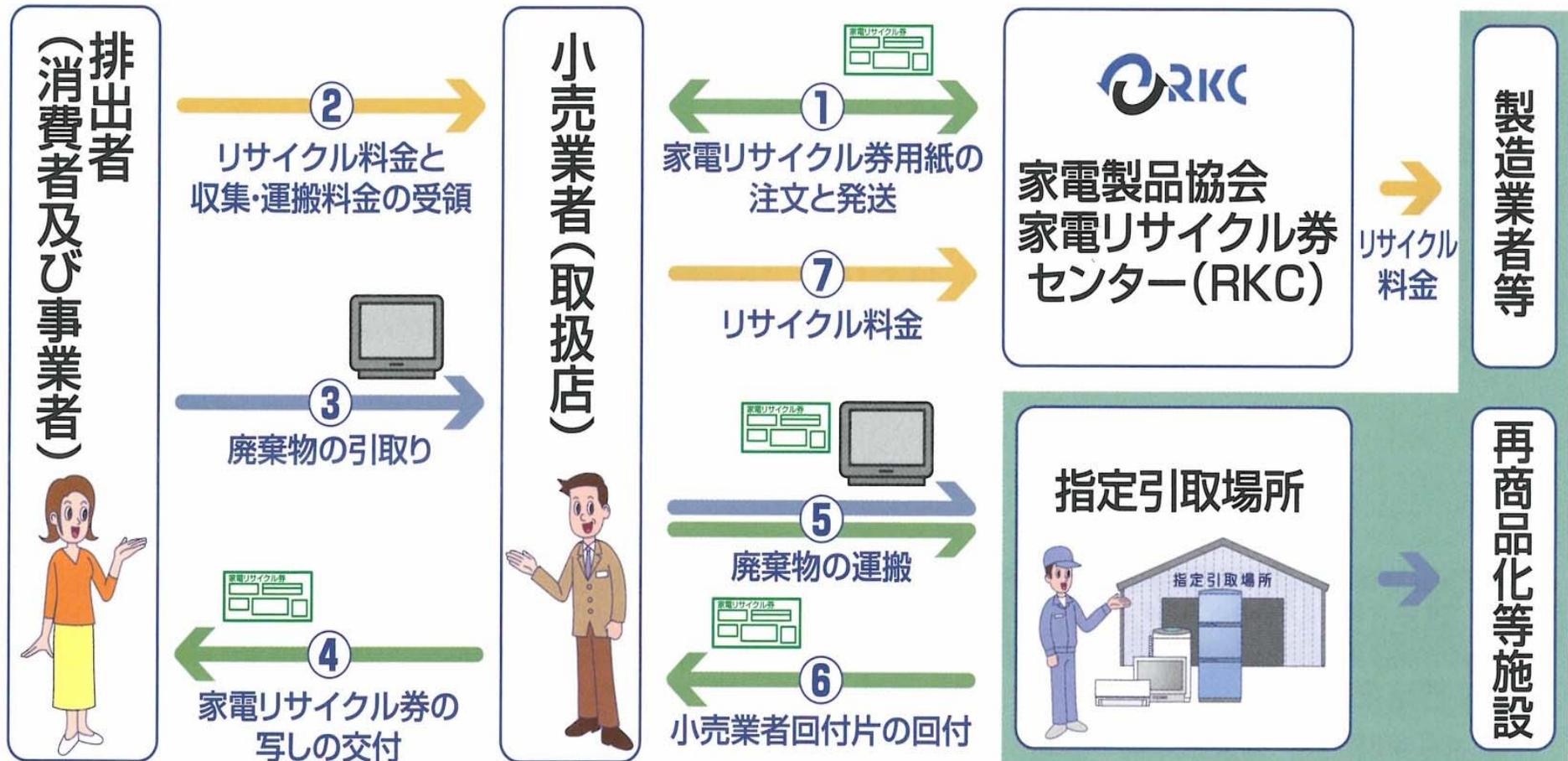
解説

- ・ 管理票に記載しなければならない情報は、交付年月日、排出者の氏名・電話番号、小売業者の名称・本店又は支店の所在地、引き取る廃家電4品目の種類、製造業者等名(記入漏れが生じないようにする必要。特に交付年月日や排出者の氏名・電話番号については記入漏れが生じやすいため注意が必要。)
- ・ 管理票は廃家電1品につき1枚発行しなければならない。
- ・ 管理票の事務の一部(排出者への管理票の写しの交付、製造業者等への管理票の交付及び回付に関する事務)を収集・運搬を委託する業者に委託することができる。逆に、保存と閲覧の申出への対応については委託することはできない。
- ・ 管理票にリサイクル料金の領収証機能を付加した「家電リサイクル券」システムを家電製品協会が運用している。

管理票に関する義務が遵守されない場合は、経済産業大臣・環境大臣による勧告の対象となり得る。

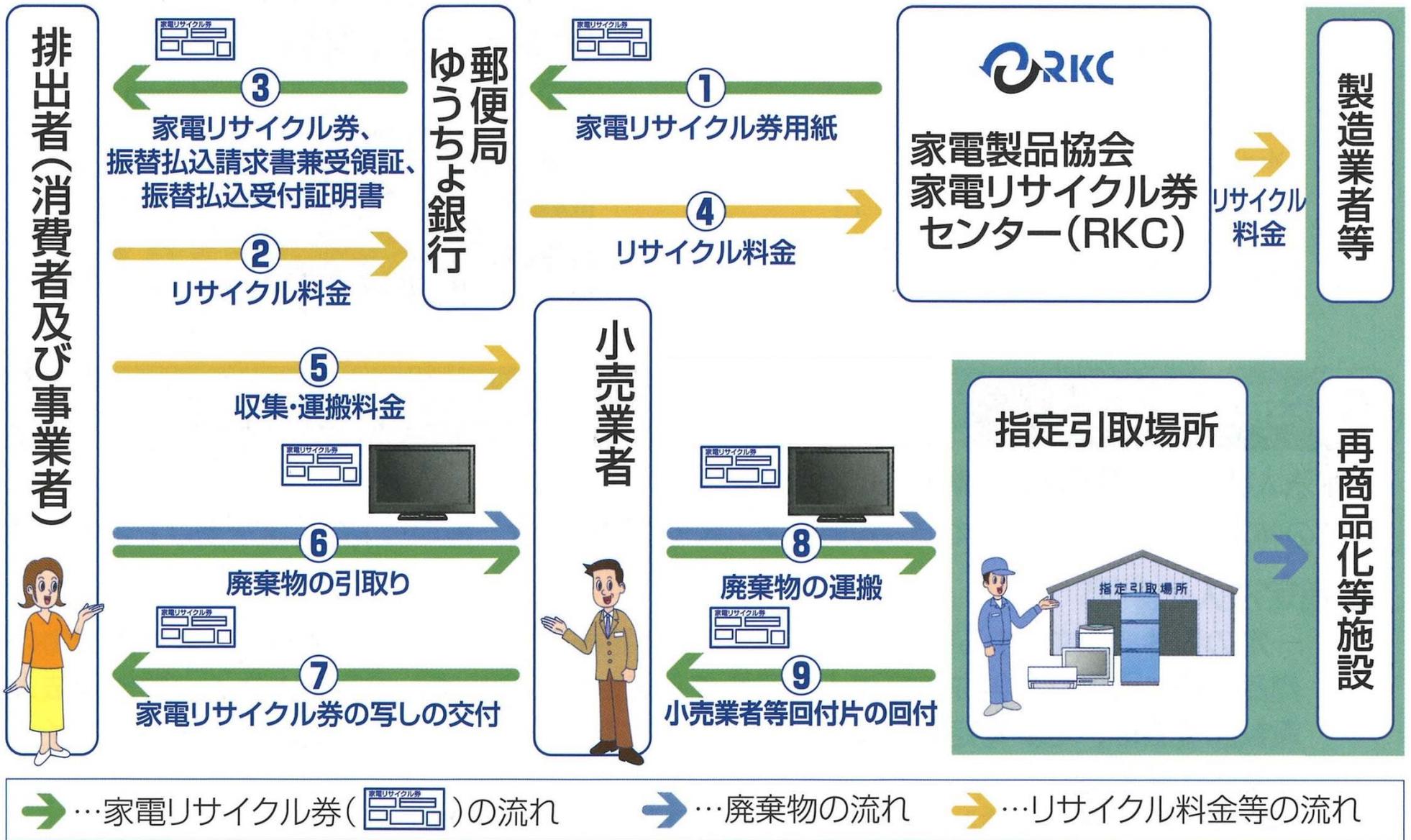
家電リサイクル券システム(料金販売店回収方式)の概要

家電製品協会が運用している家電リサイクル券システム(料金販売店回収方式)に加入することで、小売業者による家電リサイクル券の発券が可能となる。
 加入は義務ではないが、小売業者(小売業者に該当する引越業者)は、排出者の排出利便性の観点からも、同システムに加入するようにしていただきたい。(申込み方法については資料5を参照)



→ …家電リサイクル券()の流れ → …廃棄物の流れ → …リサイクル料金等の流れ

(参考)家電リサイクル券システム(料金郵便局振込方式(通称「郵便局券」))の概要



(参考)家電リサイクル券の記入等及びリサイクル料金の受領について

家電リサイクル券システムにより小売業者が発券する管理票(料金販売店回収方式の家電リサイクル券)は、1番片から5番片までである。複写式となっており、小売業者(又はその委託を受けた収集運搬許可業者)が交付年月日・排出者・品目・料金区分・製造業者等名などを記入し、1番片に記入すると、その内容が2番片から5番片まで反映されるというもの。

- 1番片: **小売業者控兼受領書**(排出者から廃家電4品目を引き取った際の、小売業者の控え。対応する小売業者回付片とセットで保管することが望ましい。)
- 2番片: **小売業者回付片**(排出者から引き取った廃家電4品目を指定引取場所で製造業者等に引き渡したという記録。小売業者には法律上の保管義務がある。)
- 3番片: **指定引取場所控**(廃家電4品目と併せて製造業者等(指定引取場所)が小売業者から引き取る(交付を受ける。)、製造業者等の控え。小売業者には法律上の交付義務があり、製造業者等には法律上の保管義務がある。)
- 4番片: **排出者控**(排出者から廃家電4品目を引き取った際に小売業者が排出者に交付する、排出者の控え。小売業者には法律上の交付義務がある。)
- 5番片: **現品貼付**(廃家電4品目に貼られるもの)

記入自体のタイミングは(排出者控の交付前であれば)適宜であるが、廃家電4品目の引取り時に現物を目視で確認した上で記入する方が、記入内容と現品の不一致を防ぐことができる。

※この場合、引取りを行う従業員に1番片も含めて家電リサイクル券を渡しておくことになることから、一時的に家電リサイクル券が店舗に残らなくなる。したがって、家電リサイクル券に記入されている管理番号等によって、どの家電リサイクル券をどの従業員に渡したか、発券した家電リサイクル券の回付が漏れなく来ているかを管理する必要がある。

また、収集運搬料金及びリサイクル料金は、廃家電4品目を引き取る際に現金で受領することも、事前にクレジットカード決済や口座振込等により受領することも、どちらでも可能。内訳が分かるようにされていれば、引越作業料金との合算で受領することも可能。

ただし、事前に受領しておいた場合、(排出者による製造業者等名の申告誤りなどにより、)事前に受領していたリサイクル料金が本来の金額と異なっていたことが廃家電4品目を引き取る際に判明したときは、排出者との間で差額精算が必要となる。

管理票(家電リサイクル券)についての留意点①

- 管理票(家電リサイクル券)の排出者控は、必要事項を記入して、廃家電4品目の引取り時に排出者に交付する必要がある。
- したがって、廃家電4品目の引取り時には管理票(家電リサイクル券)の排出者控の交付を行わず、廃家電4品目を引き取ってきた後に店舗で家電リサイクル券の記入・処理を行うことは、排出者控の交付義務への違反である。
 - ※事後的に排出者控を郵送していたとしても、交付義務への違反であることに変わりはない。
 - ※記入前の管理票(家電リサイクル券)により排出者控の交付を行い、廃家電4品目を引き取ってきた後に店舗で排出者控が無い管理票(家電リサイクル券)に記入して処理することも、同様に排出者控の交付義務違反となる。
- 引越業者であって小売業者に該当するものにおける運用としては、次のようなものが一般的。

家電リサイクル券システム(料金販売店回収方式)に加入している業者

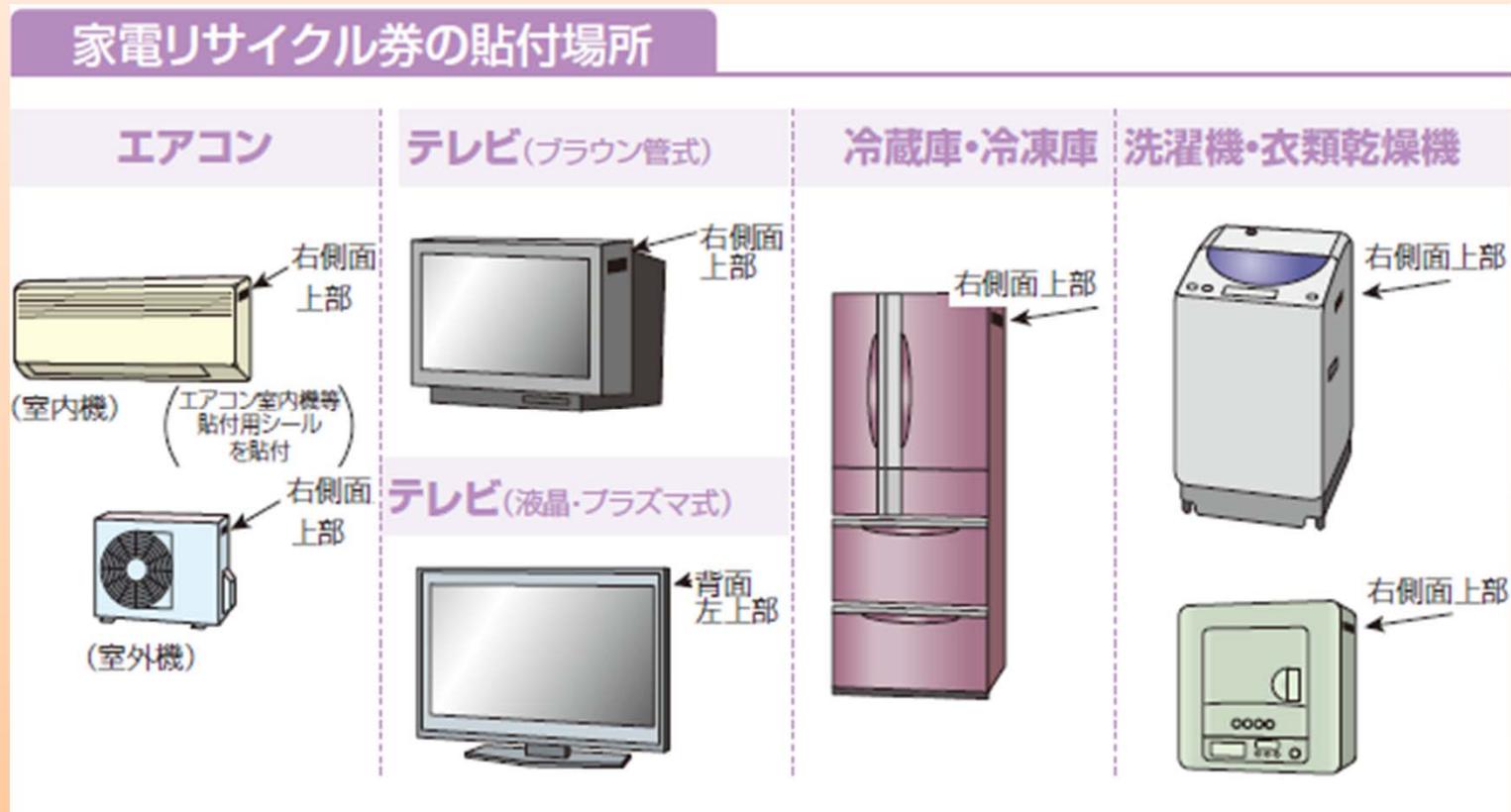
引越作業を行う従業員に管理票(家電リサイクル券)を持たせておき、引越作業の中で、廃家電4品目の引取り、収集運搬料金及びリサイクル料金の受領、管理票(家電リサイクル券)への記入、管理票(家電リサイクル券)の排出者控の交付を現地で行う。

家電リサイクル券システム(料金販売店回収方式)に加入していない業者(料金郵便局振込方式(通称「郵便局券」)を使用)

引越作業日より前に排出者において管理票(家電リサイクル券(郵便局券))の入手及びリサイクル料金の振込までを行っておいてもらい、当該振込み済みの管理票(家電リサイクル券(郵便局券))を使って従業員が廃家電4品目の引取りを行う。

管理票(家電リサイクル券)についての留意点②

○ 管理票(家電リサイクル券)の現品貼付の位置は、以下のように運用されている。



○ また、料金販売店回収方式の家電リサイクル券については、誤記(書損じ)などにより使用しなかった券(用紙)が生じた場合や、未使用の券(用紙)の紛失・盗難があった場合は、家電リサイクル券センターに対して所定の連絡を行うものとして運用されている(詳細については、資料5を参照)。

小売業者の義務・留意点チェックリスト①

これまでの小売業者の義務・留意点について、主な事項について簡単にまとめると、以下のとおり。

<チェックリスト>

排出者からの引取り

- ①家電リサイクル法対象機器と対象外機器の別が従業員に周知されているか。(対象外機器を誤って引き取っていないか)
- ②引取義務がある廃家電4品目については、(引っ越しの顧客ではない者からの依頼であっても)引取りを行う体制になっているか。
- ③冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機について、排出者における異物除去が行われているか。

製造業者等への引渡し

- ①引き取った廃家電4品目について、(適切に製品リユースされるものを除き)全数を指定引取場所に持ち込むことができるか。
- ②引渡義務違反が生じないような管理体制が構築できているか。

指定引取場所への収集運搬の委託(委託を行う場合のみ)

- ①廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を得た者に委託しているか。
- ②委託契約を文書で交わしているか。
- ③契約書に再委託禁止条項が含まれているか。

<次頁へ続く>

小売業者の義務・留意点チェックリスト②

<前頁からの続き>

廃エアコンの引渡し

- ①廃エアコンの処理を協力会社に任せきりにせず、適法に指定引取場所への持ち込みを行っているか。
- ②エアコンの取外し工事の際にポンプダウンを実施しているか。

廃家電4品目のリユース(リユースを扱う場合のみ)

- ①「排出者から引き取った廃家電4品目」「指定引取場所に引き渡した廃家電4品目」「中古品として引き取った家電」の台数チェックがなされているか、また、台数に整合が取れているか。
- ②中古品としての引取基準(リユース・リサイクル仕分け基準)を設定しているか。
- ③リユース・リサイクル仕分け基準が、国のガイドラインに沿った内容となっているか。

引き取った廃家電の保管

- ①盗難を防ぐ措置が取られているか。
- ②屋外保管で雨曝しになっていないか。
- ③保管期間が長すぎないか。

<次頁へ続く>

小売業者の義務・留意点チェックリスト③

<前頁からの続き>

収集運搬料金・リサイクル料金

- ①収集運搬料金は販売チャネルに応じて公表しているか。
- ②引越しに伴う廃家電4品目の引取りを行っている場合、営業担当が収集運搬料金を顧客に適切に案内することができるか。
- ③公表した収集運搬料金は適正な原価を勘案したものとなっているか。
- ④リサイクル料金の改定を反映せず、古い(高い)リサイクル料金を請求していないか。
- ⑤メーカーごとに異なるリサイクル料金を正しく請求できているか。
- ⑥リサイクル料金、収集運搬料金の照会への対応は迅速かつ丁寧か。

管理票(家電リサイクル券)の交付・回付確認

- ①廃家電4品目の引取り時に、必要事項(交付年月日や排出者の氏名・電話番号を含む。)を記入して管理票(家電リサイクル券)の排出者控を排出者に交付しているか。
- ②小売業者回付片の回付確認を定期的に行っているか。
- ③回付がない管理票(家電リサイクル券)の廃家電4品目についての状況確認は行っているか。
- ④料金販売店回収方式の管理票(家電リサイクル券)について、誤記(書損じ)や紛失・盗難の際には家電リサイクル券センターに対して必要な連絡・手続を行っているか。

管理票(家電リサイクル券)の保存・閲覧請求への対応

- ①保存期間(3年間)が遵守されているか。
- ②閲覧に適した状態であるか。
- ③管理票(家電リサイクル券)の閲覧請求への対応は迅速かつ丁寧であるか。

家電リサイクル法違反に対する対応

- ◆ 以上の小売業者の義務の履行状況については、経済産業省（経済産業局）・環境省（地方環境事務所）による立入検査を実施し（平成29年度：457件実施）、適正に義務を果たしているかを定期的に確認している。
 - ※ 立入検査を拒否すると刑事罰の対象となるので、注意が必要。
- ◆ 立入検査や外部からの通報等により、**家電リサイクル法の義務違反が発覚した場合は、以下のような手順により、経済産業省・環境省が行政指導、行政処分、刑事告発を実施。**

家電リサイクル法違反事実の確定

重大な違反（過去に指導を受けたにもかかわらず再度違反事実が確定した場合を含む。）

経済産業大臣・環境大臣
による勧告

※通常、社名及び店舗情報を含む事実関係の公表を伴う。

従わない場合

経済産業大臣・環境大臣に
よる措置命令

刑事告発

法人及び代表者に対して50万円以下の罰金

※勧告を行わない場合であっても、個別の事案の状況に応じ、社名及び店舗情報を含む事実関係の公表を行っている。

※平成30年度は、引越業者であって小売業者に該当するものに対する勧告が2件発生。

Ⅲ 家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者における廃家電4品目の扱い

引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合①

- 引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合、家電リサイクル法は適用されず、廃家電4品目についても廃棄物処理法が適用される。廃棄物処理法上の収集運搬許可を有していない引越業者は、原則として廃家電4品目を排出者から引き取ることはできない。
- 具体的には、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬については一般廃棄物収集運搬業の許可が、事業所から排出される産業廃棄物の収集運搬については産業廃棄物収集運搬業の許可が必要。

※一般廃棄物収集運搬業の許可権者は市町村長であり、産業廃棄物収集運搬業の許可権者は都道府県知事等である。複数の市町村の区域において廃棄物の収集運搬を行うには、「積み込みを行う場所」と「積み卸しを行う場所(指定引取場所の所在地など)」の両方の地域に係る許可を有している必要がある。

※なお、収集運搬の許可については、廃棄物の処分先等条件が付されていることがあるため、許可の内容をよく確認する必要がある。

※現在、家電リサイクル券システム(料金販売店回収方式)への新規加入は、家電リサイクル法上の小売業者に限られている。したがって、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可により廃家電4品目の収集運搬を行い指定引取場所への持ち込みを行う場合、家電リサイクル券は、料金郵便局振込方式を用いることとなる。ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者については、許可権者である市町村長からの推薦があれば、小売業者と同様に家電リサイクル券の発券が可能。

https://www.rkc.aeha.or.jp/document/Recommendation_for_permitting_contractor.pdf



引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合②

【一般廃棄物である廃家電4品目】

- 引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合、家電リサイクル法は適用されず、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を有していれば、排出者から一般廃棄物である廃家電4品目を引き取り、指定引取場所までの運搬を行うことは可能。
- また、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していない場合であっても、廃棄物処理法による引越廃棄物の特例(資料1参照)によって、一般廃棄物である廃家電4品目の収集運搬を行うことは可能。
- ただし、当該特例は、引渡先が「市町村又は一般廃棄物収集運搬許可業者」であることが必要とされている。したがって、当該特例は、引越業者が指定引取場所に運搬して製造業者等に引き渡す際には適用されない。

※市町村又は一般廃棄物収集運搬許可業者が廃家電4品目の引取りを行っているのであれば、廃棄物処理法による引越廃棄物の特例(資料1参照)により引越業者が廃家電4品目の引取りを行うことが可能な場合もあり得る。事前に市町村に相談し、対応していただきたい。

引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合③

【産業廃棄物である廃家電4品目】

- 引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合、家電リサイクル法は適用されず、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物収集運搬業の許可を有していれば、排出者（排出事業者）の委託を受けて産業廃棄物である廃家電4品目を引き取り、指定引取場所まで運搬を行うことは可能。
- この場合、排出者（排出事業者）からの引取り及び指定引取場所までの運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集運搬であり、指定引取場所による引取り以降は家電リサイクル法に基づく引取り・処理であることから、指定引取場所までの収集運搬については産業廃棄物のマニフェストが必要。

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合についてのイメージ



参考：家電4品目を使用している事業者向け資料（排出事業者向け）

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf



引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合④

- 以上のとおり、引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合、廃棄物の収集運搬の許可を有しない引越業者は、廃家電4品目を排出者から引き取ることは原則としてできないと考えられる。
- 引っ越しに伴い発生する廃棄物は、廃家電4品目についても引っ越しの前に排出者において適正排出することが原則。
- 大型家電である家電4品目は引っ越しに伴って排出されるケースが多いと考えられるため、特に排出者に対して引っ越しより前に適正排出することを呼びかけていただくよう、御協力いただきたい。
- なお、引越業者が自ら廃家電4品目を引き取ると廃棄物処理法違反に該当する場合、消費者(排出者)に対して違法な不用品回収業者を案内することは、リサイクルが行われない可能性やフロンガスなどの放出の可能性があるばかりではなく、不法投棄などの不適正処理につながるおそれがあるため、厳に慎んでいただきたい。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

こんな例は要注意!

街中を大音量で巡回



空き地で回収



チラシを配布



インターネットで広告



① 無許可の回収業者にはこのような例があります。

「産業廃棄物収集運搬業許可」又は「古物商許可」は、家庭から排出される廃棄物の収集運搬には関係ありません。

高額請求に注意!



廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用すると、「無料」と言っておきながら、荷物を積み込んだ後に高額の料金を請求されるトラブルが発生することがあります。

(参考) 違法な回収事業者による不適正な処理について

- 違法な回収業者に家電4品目などが回収された結果、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出後の不適正処理へつながり、環境保全上の支障が生じるおそれがある。
- パソコンなど個人情報を含む機器を引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもある。
- 不適正処理・有害物質管理の観点からも、廃家電4品目等を不適正に扱う違法業者を利用した処理ルートではなく適正なりサイクルルートを利用してもらう必要がある。

